

第5次福山市上下水道事業経営審議会（第4回）議事概要

- 1 日 時 2025年（令和7年）10月8日（水）
午後2時から午後4時40分まで
- 2 場 所 中津原浄水場 水質管理センター2階会議室
（福山市御幸町大字中津原158）
- 3 出席委員 8人（委員総数 10人）
池田 佑介、小林 仁志、佐藤 彰三、清水 聡行、
角田 千鶴、橋本 敬治、藤井 徹太、堀田 洋子
（※名前は五十音順）
- 4 傍聴人 3人
- 5 次 第
 - （1）開会
 - （2）上下水道事業管理者挨拶
 - （3）議事
 - ①適正な水道料金の検討
 - ・改定の方向性（財政規律）の検討
 - ・総括原価の算定 など
 - ②下水道事業等の経営状況〔2024年度（令和6年度）決算見込み等〕
 - ③福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）後期実施計画の進捗状況
 - （4）閉会
- 6 配布資料（事前に電子媒体で配布）
 - （1） 第5次経営審議会（第4回）次第・出席者名簿
 - （2） 資料1 適正な水道料金の検討
 - 資料2 下水道事業等の経営状況
 - 資料3 福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）後期実施計画の進捗状況

7 質疑要旨

議事①適正な水道料金の検討

・一定の条件のもと試算された平均改定率の数字が示されたが、いくつかの審議会に参加している中での個人的な感覚では、一番大きい改定率の40%はさすがに高い印象である。最近は、

他県で 40～50%の改定が必要な事業体もあるが、大幅な値上げが必要な場合は複数分けて実施する事業体も多い。インターネットで検索しても、令和 7 年から料金改定をする事業体の平均改定率は大体 18%～25%ぐらいの間で料金改定を行う事業体がそれなりに多い、ということはお承知おきいただきたい。

(会長意見)

・口径別料金体系の検討にあたり、小口径使用者への配慮も視野に入れているということだが、小口径や少量の使用者がすべて生活困窮者ではなく、中には高所得者の方もいる。水道の平等性という観点では公平に基本料金を負担するべきとも考えられるが、小口径使用者への配慮とはどういう考え方なのか。例えば生活保護受給者は基本料金を免除するなど、別の配慮方法を考えることは可能か伺いたい。ライフラインの中でも電気は事業者を選べるが水道は選べないため、生活困窮者が節水努力をした際の配慮など、口径一律ではなく別の配慮を考えてほしい。

⇒使用者ごとの所得等の情報は把握できないので、小口径は「生活用」として一般の方が使われているという考え方に基づいて検討していく。生活困窮者への配慮は福祉施策で行うべきであり、生活保護費には水道料金が含まれているため、上下水道局が補助を行うと二重になる。口径が大きいほど使用量が多くなるため、使用量に応じた差を設けるべきという考えが口径別の料金体系の背景で、生活の厳しさとは直接関係しないことをご理解いただきたい。

・使用実態は様々で上下水道局では把握ができない状況もあり、減免制度はほとんどの事業体で廃止している。また生活保護者の特定は労力がかかることも踏まえ、次回以降で料金表のパターンを見ながら配慮についての議論が必要である。

(会長意見)

・最初に選択した口径を継続して使用するため、小口径の基本料金を下げる工夫が必要と考えるが、口径の大きさ(13mm や 20mm の使い分け等)はどのように決定するのか。また、口径 20mm 以下で使用水量の段階区分 60 m³以下が全体の使用水量の多くを占めており、各口径・段階ごとの料金体系を知りたい。

⇒口径の大きさは、基本的には「福山市給水装置標準設計施行事務取扱要綱」に基づき給水栓の数で決まるが、使用者の予算の都合もあるため相談しながら決定している。基本料金の設定にあたっては、窓口での実際の声も聞きながら考えていきたいが、第 2 次経営審議会の基本料金割合を上げていく旨の答申をいただいているので、全体的には基本料金割合を大きくしていきたいと考えている。具体的な料金体系は、今回平均改定率が決まれば、次回以降の審議会でも料金表のパターンを見て検討いただきたい。

・資料 7 ページを見ると、水量・金額ともに口径 13mm と 20mm の多くは「生活用」で差がなく、25mm 以上は「業務・営業用」にシフトしている。この 13 mm と 20 mm の 2 つを差別化して考えるためのヒントがあれば教えていただきたい。

⇒13mm と 20mm は戸数に少し差があり、水量と金額はあまり差がない状況。どのように理屈をつけて説明できるかは次回以降でお示ししたい。

・口径別の料金体系としているところは口径 13mm と 20mm でそれぞれ基本料金を設定しているが、13mm と 20mm は一般的な家庭用のため、大きく差をつけてない事業者が多く、20mm 以下を一緒にしている事業者もあるかもしれない。どこまで差をつけるべきなのか、逆につけられないのか、次回で議論していきたい。

(会長意見)

・基本料金で一律回収するというのは、安定財源として欠かせない考え方と思う。水道料金は応能負担の考え方ではなく逆進性が高くなることもあるため、2 割以上の改定率は望ましくない。27 ページには低率の改定でも最低限の資金残高を確保できるとあり、水道事業の経費削減と効率化を併せて行っていくのであれば、改定率は低い方が良い。そうすれば、基本料金の水準もある程度柔軟に議論できるのではないか。しかし、資金残高の確保水準も下がるので、専門知識を持つ部会で活発な議論を行い、経営が耐えうるか確認するのはどうか。

⇒パターン 4 の、最低限の資金残高 20 億円の水準で経営ができるのかという質問だと思う。今年度（令和 7 年度）の水道事業決算見込みでは、資金残高は 23 億円程度を見込んでいる。今現在、苦しい中でも何とかやりくりできている、この約 20 億円というのが、先ほど言った必要最低限の資金だと考えている。また、熊本地震を例に説明したように、何かあったときの非常出動に必要な資金も含めて、20 億円と算出している。平時の安定経営の最低限でもあり、かつ、もし災害が起こり非常的な財政出動があったときにも耐えられるギリギリの数字だということでパターン 4 の案を出させていただいてる。

・部会は事務局とも必要に応じて開催していく、と協議している。正解もない部分もあるため、皆様から意見をいただきながら落としどころを見いだせていけたらと思っている。

(会長意見)

・改定後の料金体系の「あるべき姿」をどう考えればいいのか分からない。今回求められている答申の範囲や期限については、前回までの答申を背景に置く必要があると感じた。また改定のスパンは 5 年後を見ているが、3 年後又は 10 年後の見直しを考えているのか伺いたい。

⇒過去の答申のポイントは 4 点。1 点目は口径別の料金体系への移行を検討すること。2 点目は基本料金と従量料金の配賦割合を見直す必要があること。3 点目は従量料金の累進度の見直しと、小口使用者への影響が大きくなりすぎないように配慮すること。4 点目は資産維持費を総括原価に算入して将来の更新投資に備える必要があること。これまでの議論を踏まえ、施設整備水準や財政規律を基に改定率を設定し、口径別に単価を調整する方針である。

また、料金算定期間を 5 年間として議論を進めており、来年度が現行ビジョンの最終年度であり、ここで料金改定をすれば 10 年計画の経営の基本計画である中長期ビジョンの改定と整合が取れる。改定後 5 年のタイミングで経営状況や社会状況を踏まえ、施設整備水準を現行の管路更新維率 1%以上の維持が適正かどうか等を確認し、水道料金の適正水準や改定の必要性を検討する。

・第 2 次答申の内容や需要家費の配賦割合を次回以降で示していただきたい。望ましい配賦率について国や各事業体の統一見解はないが、多くかかっている固定費を基本料金で回収できていないのは問題である。逡増度の緩和についても、大口使用者が撤退した際の経営への影響を考慮しつつ、小口利用者の負担とのバランスを議論したい。5 年に 1 度、経営状況を確認し、全体は 0%改定だが逡増度のみ見直すことも含めて、必要な場合のみ改定する、といった答申になると考える。

(会長意見)

・4 つのパターンの資産維持費の違いが施設等の更新のスピードに影響があるのか、資金残高のみが変わるのかを確認したい。9 月に国土交通省が発表した「下水道管路の全国特別重点調査」で、福山市に緊急度Ⅰ（原則 1 年以内に速やかな対策をしないとイケない）に評価された下水道管があったが問題がないのか、当初の計画にあった管なのか、また料金改定や工事の進捗に影響があるのか知りたい。上水と下水で会計は異なるが、水道事業の計画も現状が十分か懸念される。

⇒財源は起債や水道料金など様々だが、4 パターンとも更新のペースは変わらない。国交省の調査は、下水道管路の中でも口径が非常に大きく、30 年以上の経過したものを対象に行われたもので、水道と下水道は別会計のため、今回の料金改定の議論に影響はない。

八潮市の事故を受けて国の基準が厳しくなっており、今回緊急度Ⅰに評価された下水道管は、国の定義に従い速やかに応急措置を行い、1 年以内に対策を講じる。緊急度Ⅱの管路については、5 年以内に計画的に予算措置を行い、対策を進める。現在、現計予算と新年度予算で対応するものの整理を進めている。今回の緊急点検対象の約 2,000m のうち緊急度Ⅰの評価を受けたのは約 800m で、そのうち約 200m が以前の調査結果により年次計画で修理を予定しており、残りの約 600m は年間の予定額の中で優先順位を組み換えて対応する。

・今回の国交省から要請のあった緊急点検だけでなく、その財源としての補助金や交付税措置の状況も変わっていくと思う。下水道の施設整備についても報告を求めたい。また水道においても計画の立て直し等の検討も必要になるかもしれないため、審議会でのフィードバックを求めたい。

(会長意見)

・現在の料金で福山市は管路更新率を他の中核市より高い水準を保っているのに、料金算定要領どおり資産維持率を 3%に設定すると大幅に料金が上がるのはなぜか。

・資産維持率を 3%に設定すると、料金が高額になり資金が貯まりすぎる可能性がある。資産維持率は事業体の状況に応じて調整が必要。収入が少なく資産残高が乏しい場合は高めに設定する。また、適正な料金を徴収出来ていて、必要な収入が確保出来ている場合は試算維持費を算入しないことも可能となる。今後、物価高騰の影響等で段階的に 3%に上げることは考えられるが、現時点での 3%設定は大きすぎると感じる。

⇒第 2 次答申にもあるように、資産維持費は段階的に算入しないと市民生活や社会経済活動に大きな影響があるため、どこまで算入するかを議論したい。

・料金回収率 100%を維持しなければ国からの補助金が無くなるため、その基準は必要と理解しているが、企業債残高の基準は動かせないのか。すべての改定パターンを見ると企業債残高対給水収益比率が変動しており、350%に持っていくことが目標のようだ。企業債の借入期間は 30 年と長期であるのに対し、5 年スパンで目標をめざすのは無理があると感じる。過去に充当率 50%を超える企業債を発行した結果ここまで残高が高くなっている経過があり、この数年で他の自治体と同様の水準まで適正化するのは無理があるのでは。現在の改定率 4 パターンは硬直的に見えるため、他のパターンも検討する必要がある。

⇒料金の代わりに企業債で資金調達するという話かと思うが、基本的に、企業債は世代間の負担を考慮して活用している。企業債残高が多く、金利が上昇しているため、現行ビジョンの目標「給水人口 1 人当たり企業債残高 6.9 万円」を下回る水準で借入額を設定している。これは負担の公平性を確保しつつ、将来世代への負担を抑制するための「財政規律」の一環として、資金残高の水準でパターンを示していることをご理解いただきたい。

・給水収益に対する資金残高の目標水準が 6 か月分以上の根拠は何か。

⇒第 3 次審議会では、福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）の改定について議論し、事業経営の持続性確保のために「給水収益に対する資金残高を 6 か月以上確保すること」を新たな目標とした。類似団体は概ね 12 か月分を確保していたが、本市は企業債残高が多く、資金残高の水準を確保するよりも企業債残高を削減することに重点をおいて、資金残高の目標を 6 か月分と設定した。国の指針にも資金残高の目標水準は定められておらず、類似団体と本市の状況を鑑みて設定したもの。

・一番低い改定率の 18.08%は他都市と比べても高い水準で、最近では 20%未満が多く、中核市でも 20%前後は少ない状況。政令指定都市も 10%前半が多いため、18%が受け入れられるか疑問。大口使用者に料金収入を頼っている状況から、生活者における改定率は 18%以上になると思われるため、18.08%が一番低い改定率、という考え方に疑問を感じる。

⇒今回示した「改定率 18.08%」は、事業経営に最低限必要な資金残高を 20 億円と設定し、これを確保できる水道料金収入から逆算したもの。改定率に対する資産維持率の算入は各事業体の経営状況に応じて様々に設定されているため、今回の議論で最適解を見いだしていただければと考えている。他都市との改定率の比較は、財政状況や前回改定からの期間が異なるため一概に比較することは難しいが、最近の物価高騰の影響を受け、来年 4 月以降に改定を予定している中核市 3 市の改定率はいずれも 20%を超える状況がある。

企業債の借入れについては、建設改良費の 30%の充当率を基に財政見通しを作成しているが、企業債充当率を 40%又は 20%にするシミュレーションを作成する必要性について、審議会のご意見を伺いたい。

・大きい投資が控えている中で企業債充当率 30%にこだわることに疑問を感じる。

⇒企業債を多く借りると資金は増えるが企業債残高も増える。この 10 年間をかけて目標達成しようとしていた「1 人当たり 6.9 万円」の基準を取り払うと、以前の企業債頼みの会計に戻

る可能性がある。資金残高を 20 億円で固定して企業債の充当を増やす場合、短期的には水道料金の代わりに企業債で資金調達することになり、企業債残高対給水収益比率が上がる。長期的には利息負担が増え、料金回収率が低下する可能性がある。資金残高を固定した場合、給水収益の水準を落とすと資金残高対給水収益比率は上がると考えられる。

・5 年スパンで見直すということだが、パターン 4 の改定率になっても 5 年後にさらなる値上げの可能性はあるのか。

⇒状況が変われば新たな水準を検討する必要性が生じてくる場合もあると考える。

・パターン 3、4 は給水収益に対する資金残高の評価が「×」となっているが、パターン 4 でも事業経営に問題なく、管路の更新ペースにも影響がないのであれば、個人的にはパターン 4 が一番負担は少ないのでパターン 4 がいいかなと思う。

・この急激な人口減少社会で、起債を増やして今後のより人口の少ない世代に負担を残すべきではないと考える。企業債はある程度の規律を保ちながら、若い世代の負担が重くならないようにし、改定率は 2 割以下に抑えるべき。

・落としどころは、パターン 4 に 5 年後の検証・検討について意見をつけるころだと考える。

・企業債の充当率は段階的に下げていくべきで、目標が 30%で直近 10 年平均が約 40%、昨年度決算では 31%という状況の中で、再び 40%に戻すという判断は慎重に行った方が良く考える。個人的にはパターン 4 の充当率 30%で事業運営できるのであれば、1 人当たりの企業債残高を現状の 6.9 万円で維持しつつ、今後 5 年は企業債充当率 30%を守るべきと考える。

⇒企業債充当率 30%で推計する場合の 1 人当たりの負担を考えると、現行ビジョンの最終年度の目標である給水人口 1 人当たりの企業債残高 6.9 万円とほぼ同じ水準。しかし、30%の充当率を保っても、償還の面では金利が上昇していることから利息負担が増え、また給水人口が減るため、一人当たりの元利償還金は増えていく見込み。

・料金改定率はパターン 4 の 18.08%で進めていきたい。次回以降、基本料金や増徴度のパターンを見せていただき、皆さんで意見も分かれることもあると思うが議論を重ねていきたい。

(会長意見)

議事②下水道事業等の経営状況〔2024 年度（令和 6 年度）決算見込み等〕

・下水道の起債方針について、水道では企業債残高の目標が給水収益に対し 350%で、汚水の企業債残高は下水道使用料の 8 倍以上となっている。この違いを教えてください。

⇒下水道事業の企業債残高は、現行ビジョンにおいて、水道事業と同様に一人当たり企業債残高を主要指標に設定して、縮減を目指している。1 人当たり企業債残高の差は、下水道事業では企業債の元利償還金に地方交付税措置があるため、企業債の充当率 100%で建設投資を行ってきたことによる。

下水道整備は水道事業より費用がかかるため、企業債を活用し財源を賄っていることや、

平成 30 年 7 月豪雨以降、国県と協力し浸水対策を進めてきたため企業債残高が増加したこともあり、企業債残高が水道より多くなっている。今後、一区切りが果たしたらこれまでと同様に、新規借入は償還額の範囲内という基本の考えに基づき借入を検討していく。来年度の中長期ビジョン見直しでは、下水道の企業債設定方法を検討予定のため、その際に議論をお願いしたい。

・下水の中でも雨水と汚水は分けて議論する必要がある。雨水は公共事業として実施されるが、汚水は使用料収入で運営されている等、水道会計とは異なる部分もあるため、次期ビジョン改定時には分けて考えられるよう、分かりやすく説明いただきたい。

(会長意見)

議事③福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）後期実施計画の進捗状況

・スマートメーターの実証実験の進捗状況について伺いたい。

⇒実証実験の結果を踏まえ、工業用水道事業では検定満期を迎えるメーターの更新に併せて、順次スマートメーターの導入を開始している。水道事業への本格導入はメーター単価が現状の約 10 倍となりコスト面で難しいが、工業用水道事業では実証実験で使用した機器を譲り受けて運用しており、大きなコストをかけずに進めている。

・価格の課題はあるがデジタル技術の導入は良いことであるため、価格の動向を見ながら導入を進め、難しい場合は撤退することを含めて検討すべきで、技術進歩を活かし、効率的に事業を運営していただければと思う。

(会長意見)